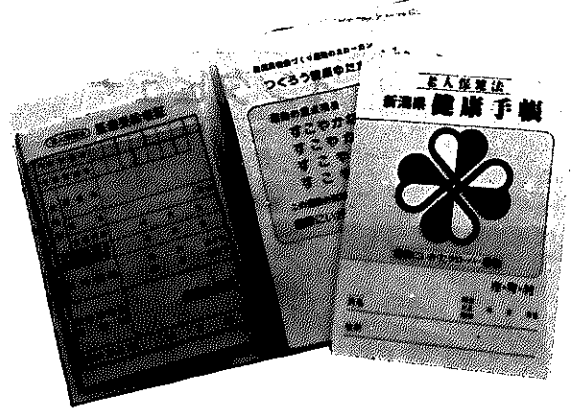


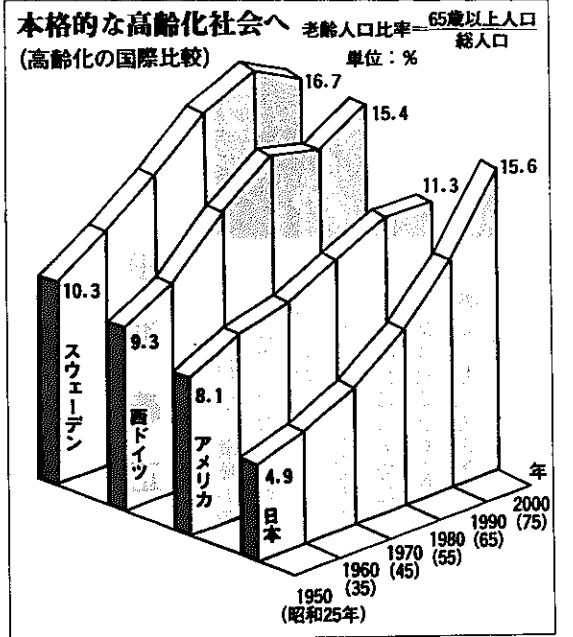


新しい 老人保健制度に

健康手帳と保険証を窓口に掲示



健康手帳 受給者証は手帳の中に入っています



二月一日から、七十歳(ねたきりの人は六十五歳)以上のすべてのお年寄りは、新しく生まれた老人保健法により、新しい老人保健制度でお医者さんにかかることとなります。この新しい制度を問答式に紹介しましょう。

急激な高齢化と医療費の増加

問い 老人保健法って何ですか。
 答え 二月一日から施行される老人保健法のねらいと内容は、次のようなものです。
 この十年間に、国民医療費が約三・五倍と増加したのに対し、老人医療費は約六・三倍と急増。お年寄りを多く抱える国民健康保険

(国保)は、深刻な財政難に陥ってしまいました。
 その国保の財政難を救うため、七十歳(ねたきりの人は六十五歳)以上のすべてのお年寄りは、医療保険(国保、職場の健康保険、共済組合など)から切り離され、新しい老人保健制度でお医者さんにかかることとなります。

同時に、健康手帳が交付され、医療費は一部有料化されます。また、四十歳以上の人に対しては、健康手帳の交付手続きは、どこで行うのですか。

新しい

一部負担金 外来は1か月400円
 入院は1日300円

解説

■七十歳とは
 老人保健法による医療は、七十歳の誕生日をむかえた月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

■ねたきりの状態の人とは
 文字通りのねたきりの人とは限りません。該当する障害の程度を細かく定め、市長の認定を受けなければなりません。市民生活課におたずねください。

■外来受診の一月とは
 一月とは、月の一日から終りの日までです。したがって、三十一日に受診し、翌日の一日にも受診した場合は、それぞれ四百円を支払わなくてはなりません。

二十六日から交付手続きが

問い 健康手帳の交付手続きは、どこで行うのですか。
 答え 市内には七十歳以上のお年寄りが約二千七百人おられます。一斉に切り替わる交付手続きを円滑に行うため、一月二十六日から二

■外来受診の二つの医療機関とは
 たとえば内科医院と眼科医院にかかった場合は、医療機関が変わることに一か月四百円を支払っていただきます。

■入院の二か月とは
 入院した日から、翌々月の入院した日の前日までを言います。たとえば、四月六日に入院した場合、六月五日までとすることです。その後は、何日入院しても支払う必要はありません。

■二月一日前からの入院の場合
 二月一日の時点で、入院期間が二か月を超えていれば、支払う必要はなく、二か月未満であれば、残りの期間についてだけ支払うこととなります。

健康手帳の交付手続

日時	1月26日			1月27日			1月28日		
	午前9時30分～午後4時								
対象地区	新飯田	茨曾根	庄瀬	小林	白井	大郷	鷺巻	根岸	白根
会場	各地域生活センター								産業厚生会館

保険証と受給者証、それに印かんをお忘れなく

医療費の一部は自己負担に

問い お医者さんのかかり方は、これまでと違ってくるのですか。
 答え これまでは診療を受ける際、病院の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しました。が、これからは市から交付された「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けます。
 問い これまで無料だった医療費は一部有料になるそうですか。
 答え 今までは老人医療費支給制度により、七十歳以上のお年寄りの

■加入している保険が変わったとき
 □転出、転入するとき □死亡したとき
 □市の区域内で居住地を変更したとき などは、必ず市民生活課市民窓口係(☎②二二二)で手続きしてください。

採択された請願

□根岸小学校恒久校舎増築ならびに用地買収に関する請願
 「五十一年四月、中学校の統合により、空き校舎を転用して根岸小学校が誕生しました。以来、児童数の増加による学級増で、プレハブ二教室でのいわれています。今後も児童数の増加が予想されることから、用地買収と恒久的な校舎の増築をお願いします」と、根岸地区部落長連絡協議会などから出されたものです。

可決された意見書

□人事院勧告完全実施を求める意見書
 十二月定例会市議会が、十二月十五日から二十二日まで開かれ、一般会計補正予算や市道の認定など五議案を審議。五十六年度一般会計決算、国保会計決算の認定の二議案は継続審査に、他の三議案は原案どおり同意、可決されました。また、継続審査となっていた五十六年度ガス・水道事業会計決算が認定されました。

議会の動き

一億八千万円を追加
 五十七年度一般会計の歳入、歳出にそれぞれ一億七千七百八十五万円を追加、予算総額は六十一億六千六百三十三万円となりました。補正の主な内容は、生活保護費、ごみ・し尿処理負担金、新地域農業生産総合振興事業補助金、土地改良区共同事業負担金、非農地排水負担金、白根地区消防事務組合負担金などの追加によるものです。

新飯田中は当分の間存置

六月議会に提出され、九月議会で採否保留となっていた「新飯田中学校存置に関する請願」は、同校存置期成同盟と市側の話し合い

が進められてきました。

その結果、十二月議会に「白根市立中学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を提出して審議され、新飯田中学校の白根第一中学校への統合は、当分の間延期されることとなりました。

採択された請願

□根岸小学校恒久校舎増築ならびに用地買収に関する請願
 「五十一年四月、中学校の統合により、空き校舎を転用して根岸小学校が誕生しました。以来、児童数の増加による学級増で、プレハブ二教室でのいわれています。今後も児童数の増加が予想されることから、用地買収と恒久的な校舎の増築をお願いします」と、根岸地区部落長連絡協議会などから出されたものです。

継続審査となった請願

□優生保護法の改正に関する請願
 □北陸地方建設局の関東および中部地方建設局への統合等反対に関する請願